

令和4年度

# 泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金 給付要領

令和4年12月28日  
生活産業部まちの活性課

## 1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症等に起因する急激な原油価格高騰の影響を受ける市内の事業者に対して、経営の再建及び事業の継続に向けた取組みを支援するため、泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を給付します。

## 2. 給付対象者

下記の（１）から（３）までの要件をすべて満たす中小法人等（※）又は個人事業主

- （１）急激な原油価格高騰の影響を受けていること
- （２）泉佐野市内に事務所、事業所を有していること
- （３）申請時点において引き続き３か月以上現在の事業を営んでおり、かつ、今後１年以上事業の継続に向けて取り組む意思があること

※中小法人等については、上記に加え、下記①～③のうちいずれかを満たす必要があります。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- ③上記①及び②のほか、市長が特別の事情があると認める者

ただし、下記の（１）～（７）のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- （１）既に支援金の給付決定を受けた者
- （２）法人税法別表第1に規定する公共法人
- （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- （４）泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
- （５）政治団体
- （６）宗教上の組織もしくは団体
- （７）（１）～（６）に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

### 3. 給付対象車両

令和5年1月1日現在で有効な自動車検査証の交付を受けており、かつ、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が泉佐野市内で登録されている自動車で、現に給付対象者が自らの事業のために使用している車両が給付対象となります。

自動車検査証の記載事項	対象要件
登録年月日／交付年月日	令和5年1月1日以前
自動車の種別	「普通」「小型」「軽自動車」「大型特殊」
用途	「乗用」「貨物」「乗合」「特種」
自家用・事業用の別	「自家用」「事業用」
使用者の氏名又は名称、住所	申請者と同一の法人又は個人
使用の本拠の位置	泉佐野市内の住所地
有効期間の満了する日	給付申請書を提出する日以降

#### 【対象車両台数の制限について】

対象区分	自家用		事業用
	乗用	貨物・乗合他	
中小法人等	○：無制限	○：無制限	○：無制限
個人事業主	<b>1台まで</b>	○：無制限	○：無制限

下記の（１）～（６）のいずれかに該当する車両は、給付対象外となります。

- （１）道路運送車両法で定める自動車のうち、二輪自動車及び小型特殊自動車
- （２）自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」が申請者と異なるもの
- （３）自動車検査証の「使用の本拠の位置」が泉佐野市外であるもの
- （４）販売用自動車、レンタカー（カーシェアリングを含む）及びこれらに類する車両
- （５）被牽引車など原動機を有しない車両
- （６）個人事業主が使用する「自家用」かつ「乗用」の自動車のうち、2台目以降の車両

#### 4. 支援金の額

支援金の額は、給付対象車両の台数に下表の区分に応じた金額を乗じて得た額の合計額となります。

給付対象車両の種類		区分	1台あたりの給付額
道路交通法で定める 【大型自動車】	車両総重量 11 トン以上、最大積載量 6.5 トン以上または乗車定員 30 人以上	A	50,000円
道路交通法で定める 【大型特殊自動車】	小型特殊自動車（長さ 4.7m 以下・幅 1.7m 以下・高さ 2.0 m 以下・最高速度 15 キロ以下）の規格をこえるもの	B	50,000円
道路交通法で定める 【中型自動車】 【準中型自動車】	車両総重量 3.5 トン以上 11 トン未満、最大積載量 2 トン以上 6.5 トン未満または乗車定員 30 人未満	C	30,000円
道路交通法で定める 【普通自動車】	他のいずれにも該当しない自動車	D	20,000円
【軽自動車】		E	10,000円

## 5. 申請受付期間

令和5年1月23日（月）から令和5年3月20日（月）まで

## 6. 申請に必要な書類

① 給付申請書兼請求書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
② 明細書（様式第1号別紙）	<input type="checkbox"/>
③ 誓約書兼同意書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
④ 事業者の情報が確認できる書類 【中小法人の場合】 ■登記事項証明書の写し（原則発行から6か月以内のもの）  【個人事業主の場合】 ■本人確認書類の写し 運転免許証、パスポート（顔写真掲載ページ及び所持人記入欄）、各種健康保険証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る）のいずれかの写し ■直近（令和3年分又は令和4年分）の確定申告書の写し ・確定申告書（第1表・第2表）の写し ・所得税青色申告決算書又は白色収支内訳書の写し （いずれも一式添付してください。） ※收受日付印が押印されていること（e-Taxにより申告した場合はこれに相当するものを提出してください。）	<input type="checkbox"/>
⑤ 対象となる車両（すべて）の車検証の写し	<input type="checkbox"/>
⑥ 給付金の振込先口座がわかる書類 通帳（表面及び1・2ページ目）の写し等 「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義」がわかるもの	<input type="checkbox"/>

※必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求める場合があります。

その際、連絡が取れない場合や指定した書類が期日までに提出されない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

## 7. 申請方法

### 郵送提出のみ

※レターパック等で郵便物の追跡ができる方法により提出してください。(送料は申請者のご負担となります。)

※書類受取の連絡はいたしません。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による受付は実施いたしません。

《関係様式ダウンロードURL》

泉佐野市公式ホームページ

ホーム》各課のご案内》生活産業部》まちの活性課

》事業所の方へ》泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金のご案内

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/shoko/menu/jigyosyo/10441.html>

## 8. 書類の提出先

〒598-0048

大阪府泉佐野市りんくう往来北1

りんくうタウン駅ビル西棟2階

泉佐野市事業者支援金事務局 宛

※提出された書類は返却いたしませんので、申請内容が確認できるように、郵送する前に必ずご自身で写しをとっておいてください。

## 9. 審査・給付決定

審査の結果、適正と認められるときは、支援金の給付を決定し、申請者の指定した銀行口座に振込を行います。なお、原則として指定口座への入金をもって給付決定通知とします。

- ・「イミサハマチカサカ」名義で、指定口座に振り込まれます。
- ・審査の結果、支援金を給付しない決定をした場合は、給付しない旨の通知をします。
- ・速やかな給付事務のため、給付時期についての個別のお問い合わせには応じかねます。

## 10. 個人情報等の利用

本支援金の事務を処理するために必要な範囲のほか、下記以外の目的で申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」という。）を利用することはありません。

- ・ 今後市が実施する施策において参考とする範囲で申請情報を利用する場合があります。
- ・ 申請内容の審査過程において、必要に応じて、国や大阪府等の関係官署に対して申請情報を提供する場合があります。
- ・ 警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

## 11. その他

- ・ 申請は1事業者につき1回限りとなります。
- ・ 申請内容に不備がある場合、審査に時間を要するため、提出前に申請内容が適切かどうかを必ずご確認ください。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により訂正させて頂く場合がありますので予めご承知おきください。
- ・ 市は、必要に応じて、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・ 支援金の給付後、給付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他給付要件を満たさないことが発覚した場合には、給付決定の取り消し、支援金の返還を求めます。なお、詐欺、脅迫等、刑法に触れる行為があった場合、刑事告発させて頂く場合があります。

## 12. お問い合わせ先

**泉佐野市事業者支援金コールセンター**

**電話番号 072-468-8425**

**(平日 午前9時から午後5時、土日祝休)**